

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施（三件）……………一
- ……………（生活文化局計量検定所検査課）……………一
- 都市計画事業の認可（二件）……………二
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………二
- ……………（同）……………二
- 土地区画整理組合の設立認可……………三
- ……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………三
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………三
- ……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………四
- ……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………四
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………五
- ……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）……………五
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………六
- ……………（同）……………六
- 食品衛生管理者登録講習会の登録……………八
- ……………（福祉保健局健康安全部健康安全課）……………八
- 令和四年におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置の内容等……………八
- ……………（産業労働局農林水産部水産課）……………八

○令和四年漁期におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置の内容等……………（同）……………八

### 公告

○土地区画整理事業の換地処分……………九

……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………九

○開発行為に関する工事完了（三件）……………九

……………（都市整備局多摩

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）……………九

### 告示

#### ●東京都告示第千四百五十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年十二月十日

東京都計量検定所長 戸澤 互

- 一 検査地域 品川区
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和四年二月一日から同年三月二十五日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定

所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

の名称

#### ●東京都告示第千四百五十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年十二月十日

東京都計量検定所長 戸澤 互

- 一 検査地域 江戸川区
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和四年二月一日から同年三月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第千四百五十七号

計量法（平成四十四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五十年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年十二月十日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 葛飾区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日

令和四年三月二日から同月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千四百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき多摩都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

多摩市

二 都市計画事業の種類及び名称

多摩都市計画公園事業第八・二・一 号連光寺六丁目公園

三 事業施行期間

令和三年十二月十日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

多摩市連光寺六丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千四百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

東久留米市

二 都市計画事業の種類及び名称

東村山都市計画緑地事業第五号向山緑地

三 事業施行期間

令和三年十二月十日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

東久留米市南沢三丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千四百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第九十一号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

港区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都都市計画公園事業第三・三・二 号三田台公園

三 事業施行期間

平成二十三年一月二十四日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十三年東京都告示第九十一号、平成二十六年東京都告示第百一十一号、平成二十六年東京都告示第千四百三十七号、平成三十年東京都告示第三百二十九号、令和二年東京都告示第三百八十四号及び令和二年東京都告示第千三百八十二号の事業地のうち、港区三田台丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

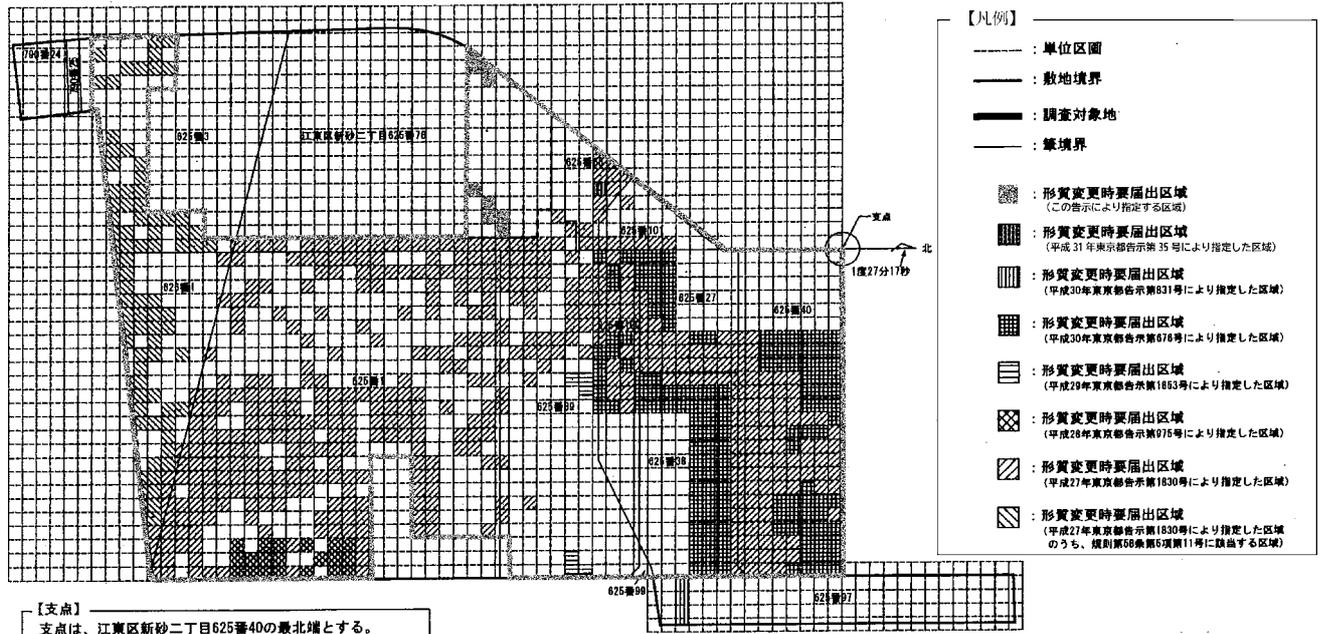
●東京都告示第千四百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき清瀬市中清戸四丁目土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

<p>一 組合の名称 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 事業施行期間 令和三年十二月十日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>三 施行地区 清瀬市中清戸四丁目土地区画整理組合</p> <p>四 事務所の所在地 清瀬市中里三丁目八百九十二番地七</p> <p>五 設立認可の年月日 令和三年十二月十日</p> <p>六 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで</p> <p>七 公告の方法 事務所及び清瀬市役所の掲示場に掲示する。</p> <p>●東京都告示第千四百六十二号 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>令和三年十二月十日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年十一月十一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名</p>	<p>一 渡邊 章男 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第一九一四九号</p> <p>二 免許の取消しをした年月日 令和三年十一月十一日</p> <p>三 免許を取り消した者 氏名 波田 泰男 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第三八八三二号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p>	<p>一 東京都知事登録第四八六九六号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p> <p>●東京都告示第千四百六十三号 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>令和三年十二月十日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂二丁目地内）</p> <p>二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物</p>
---	--	--

別図



●東京都告示第千四百六十四号

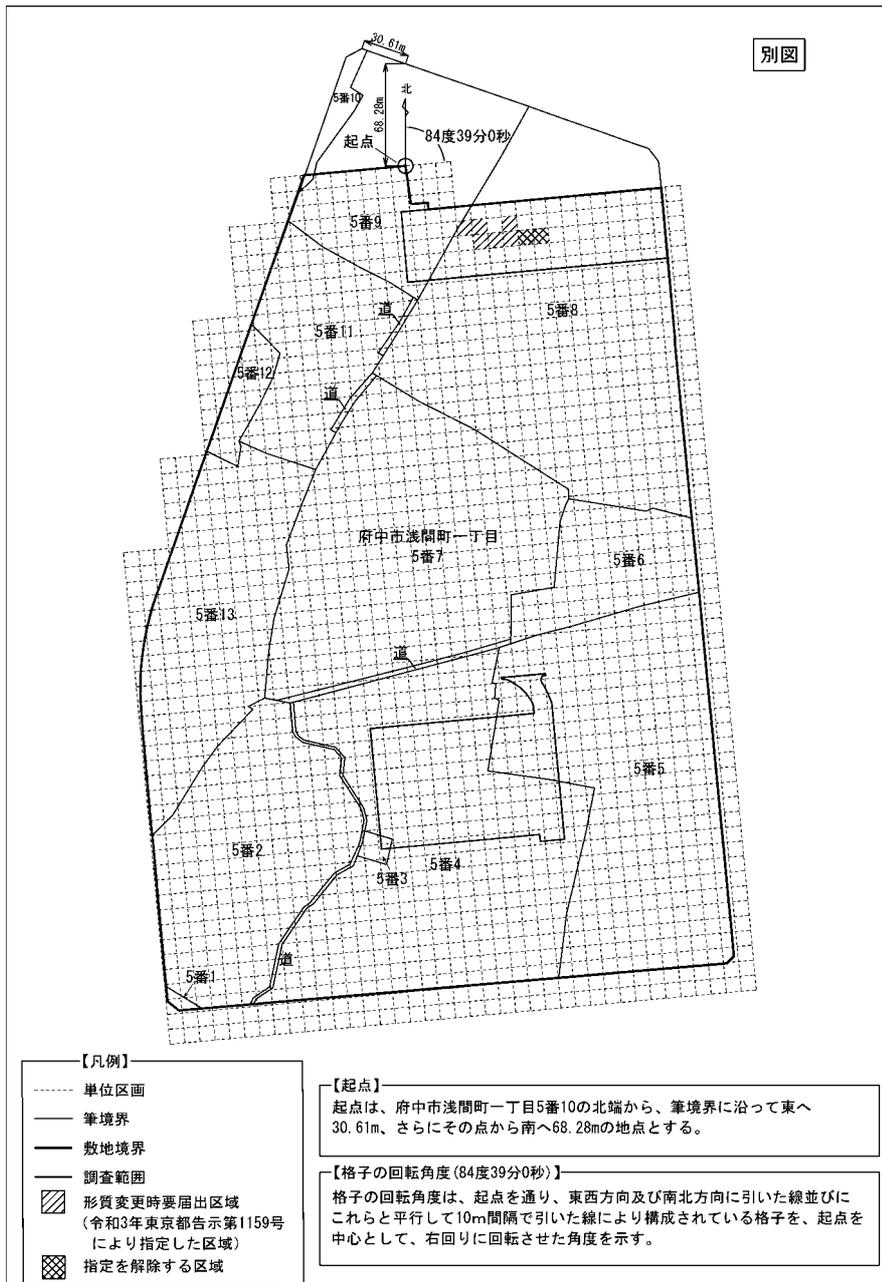
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千五百五十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(府中市浅間町一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千四百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ピーステップ	訪問介護サービスひだまり練馬	練馬区大泉町2-62-11	令和元年6月30日
NPO銀河福祉会	銀河ケアサービス	調布市小島町1-21-6 アジエンタ調布205	令和3年9月30日
アースサポート株式会社	アースサポート昭島	昭島市昭和町5-5-4	令和3年10月31日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ピーステップ	訪問介護サービスひだまり練馬	練馬区大泉町2-62-11	令和元年6月30日
NPO銀河福祉会	銀河ケアサービス	調布市小島町1-21-6 アジエンタ調布205	令和3年9月30日
アースサポート株式会社	アースサポート昭島	昭島市昭和町5-5-4	令和3年10月31日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
NPO銀河福祉会	銀河ケアサービス	調布市小島町1-21-6 アジエンタ調布205	令和3年9月30日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
NPO銀河福祉会	銀河ケアサービス	調布市小島町1-21-6 アジエンタ調布205	令和3年9月30日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社Take on	テイクオン神明	日野市神明町2-5-51	令和3年9月30日

●東京都告示第四百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項の規定により、令和三年十一月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

東京都知事 小池 百合子

## 1 指定障害福祉サービス事業者

## サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社まごころ	タンドレス事業所	千代田区平河町2-12-8 アール平河町302	
BH株式会社	訪問介護BH	台東区根岸2-20-5 パストラル根岸701	
特定非営利活動法人Ubdobe	WASSUP	世田谷区三軒茶屋1-36-6 三茶林ビル203	
フイブランド株式会社	ヘルパーステーションLGケア	世田谷区赤堤3-9-15 コーポ石川101	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ雑名町	豊島区南長崎2-5-2 コレクティブイリデッサン101	
特定非営利活動法人やすらぎ	やすら木	豊島区雑司が谷2-22-18 1階	
株式会社1. life	セカンドライフ	荒川区西尾久7-10-11 メゾン木村101	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ上板橋	板橋区上板橋3-20-7 リバティフラット1階	
株式会社ハート介護サービス	ハート介護サービス練馬	練馬区練馬4-24-10 豊島園ビル3FB	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ之江	江戸川区一之江7-17-2 ガーデンハウス102	
株式会社アンビス	医心館 訪問介護ステーション 瑞江	江戸川区南藤崎町4-17-1	身体障害者 障害者対象者
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ多摩センター	多摩市鶴牧1-4-17 いずみビル2C	

## サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
BH株式会社	訪問介護BH	台東区根岸2-20-5 パストラル根岸701	
特定非営利活動法人Ubdobe	WASSUP	世田谷区三軒茶屋1-36-6 三茶林ビル203	
株式会社1. life	セカンドライフ	荒川区西尾久7-10-11 メゾン木村101	
株式会社ハート介護サービス	ハート介護サービス練馬	練馬区練馬4-24-10 豊島園ビル3FB	
株式会社アンビス	医心館 訪問介護ステーション 瑞江	江戸川区南藤崎町4-17-1	身体障害者 障害者対象者

## サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人やすらぎ	やすら木	豊島区雑司が谷2-22-18 1階	

## サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社まごころ	タンドレス事業所	千代田区平河町2-12-8 アール平河町302	

## サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
有限会社エヌエス企画	生活訓練 まあーち蒲田	大田区西蒲田8-3-6 橋本ビル4階	精神障害者
社会福祉法人巣立ち会	サザン	三鷹市上連雀1-1-3	精神障害者

## サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人巣立ち会	サザン	三鷹市上連雀1-1-3	精神障害者

## サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社よつば	よつばのわ	荒川区西口蔵里1-37-12 アイウエストビル1階	精神障害者

## サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人ゆうあいセンター	ゆうあい製作所	武蔵野市西久保2-28-3 小長井ハウス108	知的障害者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
有限会社トータルアイティメディアカル	たまほ〜む	杉並区高井戸西2-12-31
株式会社A's Pocket	幸楽ハウス	板橋区清水町15-1
特定非営利活動法人あだち	グループホームひまわり	足立区保塚町19-19
株式会社Cathome	カイホーム ウルオ	葛飾区細田3-22-11
Calm field care株式会社	CFCホーム	葛飾区高砂1-3-1
社会福祉法人おいてけ堀協会	おいてけ堀LANA	江戸川区
一般社団法人えんじゅ	グループホームこりの木	町田市志生2-2-29
Laugh Tale株式会社	LCUBEグループホーム日野神明	日野市神明2-5-51
株式会社ファーストデイ	ああす国立東	国分寺市内藤2-43-21

●東京都告示第千四百六十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八條第六項第四号に規定する講習会として、次のとおり登録したので、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二十二十九号）第三十四条第一号の規定に基づき告示する。

令和三年十二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人日本食品衛生協会

渋谷区神宮前二丁目六番一号

二 講習会の実施期間

(一) 食肉製品関係科目

令和四年二月十五日から同年七月二十三日まで

(二) 添加物関係科目

令和四年三月十五日から同年八月二十日まで

三 登録年月日

令和三年十一月十七日

●東京都告示第千四百六十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八條において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和四年におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

(一) 漁業種類

とびうお流し刺し網漁業

(二) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

ア 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

四十隻

イ 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

許可証に記載された総トン数

(三) 推進機関の馬力数

定めなし

(四) 操業区域

伊豆諸島海域（千葉県、神奈川県、静岡県との境から、夫婦岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面）のうち許可証に記載された区域

(五) 漁業時期

周年

(六) 漁業を営む者の資格

大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁管内に住所を有する漁業者であること。

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和三年十二月十日から令和四年一月十七日まで

●東京都告示第千四百六十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八條において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和四年漁期におけるとびうお流しまき網漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

(一) 漁業種類

とびうお流しまき網漁業

(二) 許可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

ア 許可をすべき船舶等の数

定めなし

イ 許可をすべき船舶の総トン数

許可証に記載された総トン数

(三) 推進機関の馬力数

定めなし

(四) 操業区域

伊豆諸島海域(千葉県、神奈川県、静岡県との境から、壱婦岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面)及び小笠原海域(壱婦岩と北之島との中間線から南側の小笠原諸島地先海面をいう。)のうち許可証に記載されている区域

(五) 漁業時期

周年

(六) 漁業を営む者の資格

東京都島しょ部に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり)、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者とする。

二 許可を申請すべき期間  
周年

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により小平市小川四番土地区画整理組合理事長竹松和彦から換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年十二月十日

東京都知事 小 池 百合子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市富士本二丁目十五番 国分寺市富士本二丁目十四  
四から同番六まで 番地五

尾又 守

昭島市緑町四丁目二千六百九 福生市加美平二丁目十四番  
番一 一号

株式会社山一建設  
代表取締役 山野井 優

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和三年十二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

府中市新町二丁目二十二番五 西東京市東伏見三丁目六番  
十九号

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

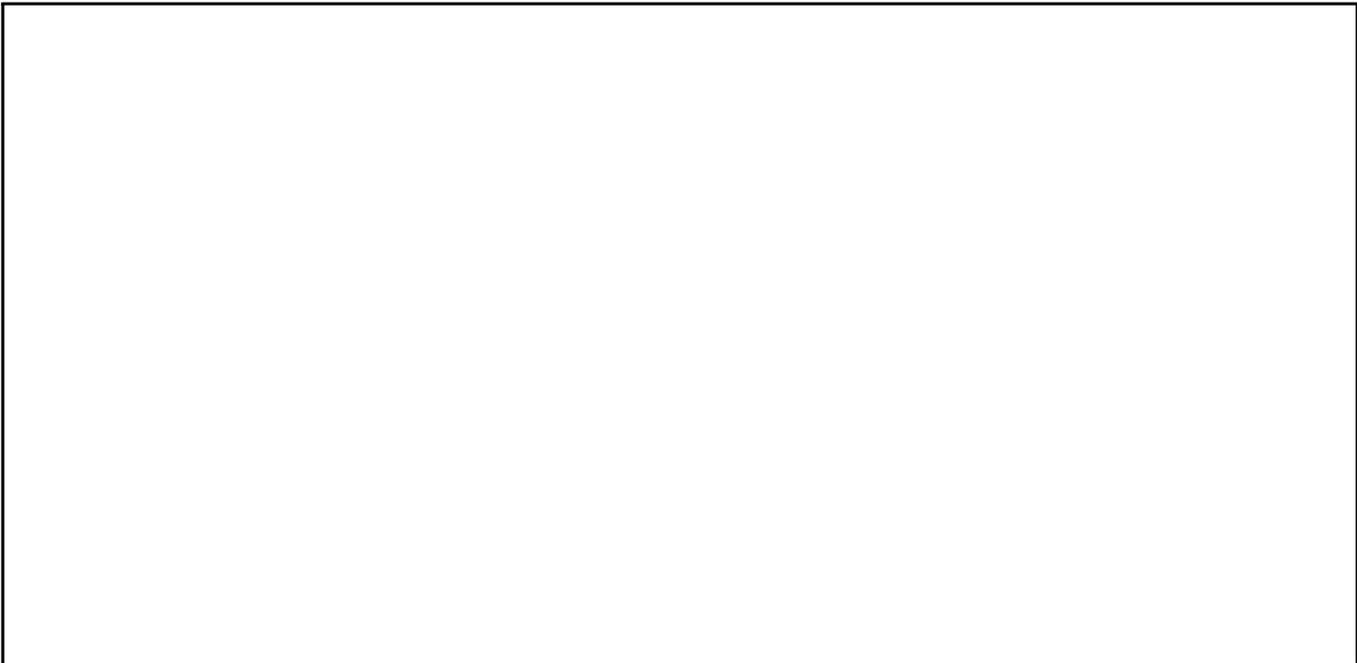
浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

狛江市岩戸南一丁目千番八、 狛江市岩戸南一丁目三番二  
千一番四、同番七、千二番三 十五号  
及び同番四の一部

土屋 シメ



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

